寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

現行

~ 略 ~

(個人番号の利用範囲)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の</u>第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 (略)

~ 略 ~

改正案

~ 略 ~

(個人番号の利用範囲)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務 を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報 であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、分の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、
- 4 (略)

~ 略 ~

附則

この限りでない。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。